

協賛の内容について

協賛の使途

御提供いただきました協賛金は、大会の認知度向上や機運醸成のための広報・啓発活動や大会運営、大会成果の発信などの事業費に活用させていただきます。物品・役務の協賛については、それぞれに合った用途に活用させていただきます。

協賛の種類

- (1) 資金協賛 本大会行事の実施に要する資金の提供
- (2) 物品協賛 本大会行事の実施に要する物品の提供
(例：景品、食材、調理器具、スタッフユニフォームの提供 等)
- (3) 役務協賛 本大会行事の実施に要する役務等の提供
(例：交通広告の提供、駐車場の提供 等)

協賛の特典

協賛金額に応じて（物品協賛、役務協賛は金額換算）、以下のような特典が受けられます。

詳細は「協賛者特典一覧」をご確認ください。

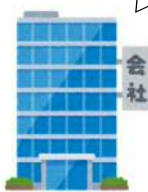
- (1) 大会開催に向けたPRチラシ、大会ホームページでの協賛者紹介
- (2) 大会当日に配布するパンフレットや大会開会式での協賛者紹介
- (3) ブースの無償提供

募集期間

一次募集 2020年2月28日（金）まで

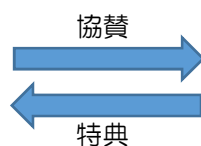
二次募集 2020年4月30日（木）まで

・イメージアップ
・知名度向上
・社会貢献



企業・団体

・大会の広報
・食育の啓発
・大会内容の充実



本大会の意義に
御理解、御賛同いただき、
温かい御支援、御協力を
賜りますよう、よろしく
お願い申し上げます。

協賛者特典一覧

	内 容	50 万円以上	20 万円以上 50 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	2 万円以上 10 万円未満	特典による広告 宣伝期間の考え方
①	大会PRポスター・PRチラシへの協賛企業名またはロゴの表示	◎	◎	◎		2020年4月から 2021年3月31日まで
②	大会当日に配布するパンフレットへの協賛企業名、ロゴ、その他企業イメージ等の表示	○	○	○	○	2020年6月から 2021年3月31日まで
③	大会会場内における協賛企業名等（主に企業名またはロゴ）の掲載	○	○	○	○	2020年6月 27日、28日
④	大会ホームページへの協賛企業名またはロゴの表示及びリンク設定	○	○	○	○	協賛申込受理書で 通知された日から 2021年3月31日まで
⑤	開会式での紹介	○	○	○		2020年6月27日 (大会初日)
⑥	ブースの無償提供	◎	◎			—
⑦	感謝状贈呈	○				感謝状贈呈日から 2021年3月31日まで

【留意事項】

1 協賛者の特典区分について

「◎」及び「○」印部分が協賛者特典となります。

なお、「◎」印部分は一次募集期間に協賛をいただいた方の特典となります。

2 「①」～「④」の協賛者特典の取扱いについて

掲載については協賛金の多い順とし、同額の場合には申込み順とさせていただきます。

なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に紹介させていただきます。

また、協賛金に応じて、表示の大きさや色を調整させていただきます。

「②」の場合の調整例	
50万円以上	A4版 1/2 ページ、カラー印刷
20万円以上 50万円未満	A4版 1/4 ページ、カラー印刷
10万円以上 20万円未満	A4版 1/8 ページ、カラー印刷
2万円以上 10万円未満	A4版 1/16 ページ、モノクロ印刷

3 ④大会ホームページへの掲載について

大会ホームページ (<https://www.syokuikutaikail15th-aichi.jp>) での掲載期間は、協賛金納入後（または協賛物品の納品後）から 2021 年 3 月 31 日までの予定です。

4 ⑥ブースの無償提供について

飲食・販売ブース 1 ブース分の出展料を無償といたします。

5 ⑦感謝状贈呈について

第 15 回食育推進全国大会愛知県実行委員会副会長が対応いたします。

6 大会支援呼称の使用について

使用開始時期は、協賛金の納入後（または協賛物品の納品後）とします。

7 「①」、「②」、「⑦」に関する広告宣伝時期の考え方について

チラシ、パンフレット等のデータ及び感謝状贈呈の様子については、2021 年 3 月 31 日まで大会ホームページにおいて公開いたします。

8 協賛に係る費用の取扱いについて

法人税法上の取扱いにつきましては、広告宣伝期間のうち広告宣伝期間が最も長い期間（協賛申込受理書で通知された日から 2021 年 3 月 31 日まで）を基礎として期間配分し、それぞれの期間の属する事業年度の損金の額に算入することになります。

消費税法上の取扱いにつきましては、課税仕入れにかかる対価の額に該当します。（給与等を対価とする役務の提供に該当するもの又は消費税が非課税若しくは免税となる資産の譲渡等に係るものを除く。）

（2019 年 10 月 4 日 名古屋中税務署確認）

詳細につきましては、最寄りの税務署へお問い合わせください。